

パシフィコ・エナジー白山合同会社「(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 7 年 1 月 6 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

電気事業法第 4 6 条の 1 4 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 白山三ヶ野太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について、パシフィコ・エナジー白山合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：三重県津市白山町三ヶ野地区周辺

原動力の種類：太陽電池

出 力：最大 89, 600 kW程度（交流）
128, 000 kW程度（直流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 4 年 9 月 3 0 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4 年 1 2 月 8 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 4 年 1 2 月 1 3 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 5 年 3 月 1 6 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 5 年 5 月 2 3 日
三 重 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 8 月 1 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 9 月 8 日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和6年 4月15日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和6年 6月11日
三 重 県 知 事 意 見 受 理	令和6年10月 8日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和6年10月18日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和7年 1月 6日

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、森江、山崎
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音について

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、建設機械及び施設の稼働に伴う騒音の予測値は、環境保全目標として設定した基準値を満たしているものの、現況値から大きく増加することとなっている。このため、以下の措置を講ずることにより、騒音による生活環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

ア 低騒音型の建設機械の採用等の発生源対策、工事工程の調整等の環境保全措置を確実に実施すること。

イ 評価書の作成までに、パワーコンディショナ等の騒音の発生源となる設備の配置について、再検討を行うとともに、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。

(2) 廃棄物等について

本事業では、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物

の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令、
「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）」
（令和6年8月環境省）等を確認し、可能な限りリユースすることにより、
廃棄物の発生抑制に努めること。また、やむを得ず廃棄物となるものについて
は、可能な限りリサイクルするとともに、廃棄する時点における太陽電池
発電設備の廃棄に係る諸制度に則り、適正な処理を行う計画とすること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。